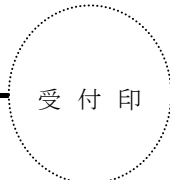


整理番号	事務所の別	管理番号	申告区分
通信用印	確認		



年 月 日

久喜市長あて

法人番号 申告年月日

所在地 (久喜市が支店等の場合は本店所在地と併記)

この申告の基礎

1. 法人税の 年 月 日の修正申告書の提出による。  
2. 年 月 日法人税額の更正、決定、再更正による。

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期末現在の資本金等の額

代表者氏名 経理責任者氏名

年 月 日から 年 月 日までの事業年度分の市民税の申告書

摘要	課税標準	法人税割額	
		税率	税額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	0.00	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 (5/23 × ④)	⑥	0.00	
市民税の特定寄附金税額控除額	⑦		
税額控除超過額相当額の加算額	⑧		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨		
外国の法人税等の額の控除額	⑩		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪		
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪ 又は ⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫		0.0
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬		0.0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮		0.0
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯	月	円 × 16/12
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰		0.0
この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑰	⑱		0.0
この申告により納付すべき市民税額 ⑮+⑱	⑲		0.0
⑲のうち見込納付額	⑳		
差引 ⑲-㉑	㉑		

久喜市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		久喜市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	左のうち久喜市分の数	
合計		23	24	25

均等割額適用区分	法人区分	均等割額	法人区分	均等割額	決算確定の日	年 月 日	法人税の申告書の種類	青色・その他
	均等割額適用区分	1号法人	50,000円	2号法人	120,000円	解散の日	年 月 日	翌期の中間申告の要否
3号法人		130,000円	4号法人	150,000円	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	年 月 日		
5号法人		160,000円	6号法人	400,000円	法人税の期末現在の資本金等の額	円	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無
7号法人		410,000円	8号法人	1,750,000円	この申告が中間申告の場合の計算期間	年 月 日から 年 月 日まで		
9号法人		3,000,000円			還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 口座番号(普通・当座)	支店	
					還付請求税額			
					法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

関与税理士名 (電話)